

(株)北海道有機認証センター・北海道 GAP 認証センター (ACCIS) 宛

**JGAP 団体審査同意書** (「同意する」欄にでお示しください)

NO	同意内容	同意する
1	「JGAP 審査認証契約書」を遵守し行います。	<input type="checkbox"/>
2	「JGAP 総合規則」の内容を了解いたします。	<input type="checkbox"/>
3	北海道 GAP 認証センターの審査・確認業務に協力をします。	<input type="checkbox"/>
4	JGAP の自己点検及び内部監査を行い、不適合があった項目は、審査前に改善しています。	<input type="checkbox"/>
5	審査対象となる商品(品目)、対象圃場は、申請書類にすべて記載します (記載されていない作物は、認証商品となりません)	<input type="checkbox"/>
6	管理点と適合基準で求められている「必須」の諸検査(残留農薬検査・放射性物質検査等)は、審査前に完了しています。	<input type="checkbox"/>
7	「JGAP 審査料金規程」に基づく費用の発生について了解いたしました。	<input type="checkbox"/>

(注意・お願い)

- 1) 初回認証及び契約書の内容に変更が生じたとき「JGAP 審査認証契約書」は、申請書をご提出いただいた方へ ACCIS から郵送いたします。ご署名、押印の上ご返送をお願いします。
- 2) 「JGAP 総合規則」は、一般社団法人日本 GAP 協会が定めた認証に関わる大切なルールが書かれています。最新版をご確認いただきご不明なことがあれば何なりとお問合せください。
- 3) 書類が確認できるテーブル(座って書類を確認できる環境)をご用意ください。審査はおおむね 4 時間ほどかかります。トイレをお借りすること、風や寒さなどをしのげる場所での審査へのご協力をお願いいたします。
- 4) 自己点検は、農場が自分で自分の農場を点検すること、内部監査は、内部監査員が事務局や農場を点検することです。内部監査が行われていない場合は、審査を中止することがあります。その場合でも審査料金は発生します。
- 5) (複数の認証を受審する場合) 審査は、JGAP 管理点と適合基準の認証範囲ごと(青果物・穀物・茶)に行われ、審査費用もそれぞれかかります。農場、団体が生産販売する全ての商品を審査対象とすることが望ましいです。団体で申請する品目が限定されている場合でも、農場の整理整頓及び農薬、肥料の保管状況などは、「農場の管理」として全体を確認させていただきます。
- 6) 商品(作物)が団体になく、残留農薬検査などが審査時に完了していない場合は、実地審査では「不適合」となりますが、是正報告で適切な今後の計画をご提出いただき、「JGAP 審査 是正報告書 是正検査報告書」をセンターへご提出いただくことで「適合」の可否判断がされます。判定後にご提出いただくよう継続的な改善のお願いをいたします。ご了解ください。
- 7) 審査・認証にかかる費用については、審査後に ACCIS よりご請求いたします。また、農場・団体側の都合で審査が中断となった場合は、審査は無効となります。天候や天災等によるキャンセルに係るキャンセル料、不測の事態の審査員の旅費・交通費等各費用の追加費用等のご請求についても「JGAP 審査料金規程」に基づいてご請求させていただきます。

事前にお見積りが必要な方は、お申し出ください。

年 月 日

※上記事項について同意いたします

署名: \_\_\_\_\_